ケアの視点から問う「生産性」

おやさと研究所 天理ジェンダー・女性学研究室 金子 珠理 Juri Kaneko

「生産性」とリプロダクション

学者や弁護士らによって結成される「公的発言におけるジェンダー差別を許さない会」は、2018年に政治家が公的な場で発言したジェンダー差別的な12の発言のうち、特にひどいと思われる発言2つに投票を呼びかけるオンライン・キャンペーンを行った(2018年12月29日から2019年1月6日まで)。

同会のホームページに公表された投票結果によれば、ワースト1位は、財務省セクシュアルハラスメント事件に関する麻生太郎財務大臣の一連の発言となった。2位には、杉田水脈衆議院議員の、「LGBTのカップルのために税金を使うことに賛同が得られるものでしょうか。彼ら彼女らは子供を作らない、つまり『生産性』がないのです」などの一連の文章が入った。3位は、リプロダクティブ・ヘルス/ライツを尊重しない加藤寛治衆議院議員の発言、(結婚披露宴に出席した際の呼び掛けとして)「必ず3人以上の子どもを産み育てていただきたい」(披露宴で若い女性に対し)「結婚しなければ子どもが生まれないから、ひとさまの子どもの税金で(運営される)老人ホームに行くことになる」であった。

杉田議員発言における「生産性」とは、再生産(リプロダク ション)を意味しており、直接的には LGBT に対するあからさ まな偏見と差別であるが、これに対しては LGBT に限らず、子 どものいない異性愛カップルや単身者からも広く違和感が発せ られた。言うまでもなく LGBT には、多様な「生産性」があり、 また再生産に限っても、今日の生殖技術の発展により技術的に は可能となっている。里親においても、たとえば米国のレズビ アンカップルは、実子がいない場合(精子提供による妊娠は可 能であるが)、虐待体験の女児のケア(家庭養護)に「役に立っ ている」との報告もある。しかしここに見られる LGBT が「役 に立つ」とか「有用性」といった眼差し自体もまた、「生産性」 という評価軸の一種と言えるかもしれない。人間を「役に立つ」 「有用性」といった枠組みで捉える「生産性」の呪縛から、私 たちはどこまで行っても逃れられないのであろうか。また、いっ たい役に立つとはどういうことであろうか。2016年の相模原 市における障害者施設「津久井やまゆり園」殺傷事件の衝撃か ら始まって、政治家による「透析患者は自己責任」発言などを 考えあわせると、旧優生保護法下で行われた強制不妊手術とい うリプロダクティブ・ヘルス/ライツ侵害の訴えが当事者から ようやく出てきた今こそ、人間存在がそもそも脆弱なものであ るという、ケアの視点に立脚した人間観が求められている。

女性活用・女性活躍の罠

ところで、ワースト3位の加藤議員発言と、2位の杉田議員発言とは表裏の関係にある。再生産において「役に立たない」者を排除し、再生産が可能なものには極力それを煽るという、いずれもリプロダクティブ・ヘルス/ライツの尊重とはかけ離れた発言となっているからである。

ここ数年、成人式などで結婚や出産を煽る政治家の発言が増 えてきたという印象を受けはしないだろうか。実は、この現象 には法的な根拠(2015年3月「少子化社会対策大綱」)があることはあまり知られていない。1990年代から始まった少子化対策は、2013年の第2次安倍内閣発足以降、本格的な人口政策へと舵が切られたのであった。2013年4月「3歳まで抱っこし放題」(育休3年)案が浮上したが頓挫。2014年5月、「生命(いのち)と女性の手帳」(女性手帳)が構想されたが、これも見送られる。そして2015年3月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」は、晩婚・晩産を食い止め、早期結婚、早期出産を促すことを強く打ちだしている点が特徴的である。具体的には、この大綱において、成人式などを利用しての早期結婚・早期出産を促す啓蒙活動が推進されている。これを受けて、その後、実際に多くの「啓蒙」的発言が政治家等から発せられていったのである(福山雅治の結婚に対する菅官房長官のコメントや、浦安市市長の2016年1月の成人式での発言など)。

見方によっては、そもそも 1999 年に成立した男女共同参画 社会基本法自体が、その前文にもあるように「少子化対策」を 意識したものであったと言えなくもない。諸外国を見れば、女 性の社会進出が進んだ国は出生率を向上させている点から、そ して少子化に伴う将来の労働力不足を補うためにも、女性を「活 用」する方向性は不可避であった。基本法の趣旨は、女性の人 権というよりは、人口政策に近く、女性の労働力の「活用」に あったのではなかろうか。これらの延長線上にある、その後の 「輝く女性」や「女性活躍」政策に窺える、「生産性」や「経済 再生」といった隠れた意図を見逃してはならない(2014年に 提出・廃案となった「女性の健康の包括的支援法案」にも注意 が必要であろう)。さらに栗田隆子が指摘するように、この路 線は、自民党政権に限った話ではなく、民主党政権の後期から すでに、「第1回女性の活躍による経済活性化を推進する関係 閣僚会議」の配布資料に「女性の活躍を我が国の経済再生のた めの喫緊の課題として取り組む」、そして「福祉や男女平等論 ではなく、経済再生論として取り組む」という基本的な方向性 が示されていたのである(栗田 2019)。

このように、人間を再生産のみならず、「役に立つ」「有用性」から始まって「活用」「活躍」に至るまでの、あらゆる「生産性」の枠組みに位置づけることに対して、抵抗する力を持ち得るのが、実はケアに基づく人間観ではないかと思う。そういう人間観をこれからの宗教が教えの上にも実践の中でもいっそう発揮していくことに期待していきたい。

【参考文献】

『報告集 2014・9・6 リブロの視点から「女性の健康の包括 的支援法案」について考える集会』(同実行委員会発行)、 2014年11月。

金子珠理「女性活躍推進政策の背景としての「家族」言説の意味」 『おやさと研究所年報』23 号、2017 年 3 月。

栗田隆子「ほどほどに女性が生きていくために」『福音と世界』 新教出版社、2019年1月号。